

平成 29 年度 第 3 回文化財審議会

開催日時 平成 30 年 2 月 26 日（月） 午後 1 時～

開催場所 多治見市文化財保護センター

出席委員 小木曾郁夫 深谷滋浩 水野卓夫 谷口幸子 加藤桂子 齊藤基生
長谷川幸生 藤澤良祐 立花 昭

欠席委員 平林史孝

【事務局】出席者	多治見市教育委員会	教育長	渡邊哲郎
	文化財保護センター	所長	仙石浩之
	〃	主査	市岡聡
	〃	主査	矢部由美子
	〃	嘱託学芸員	三浦哲史
	〃	嘱託学芸員	岩井美和

(進行内容)

- 1、開会のことば
- 2、教育長あいさつ
- 3、会長あいさつ
- 4、議事録署名者の決定
- 5、工房視察
- 6、議事
 - (1) 諮問事項
 - ・白天目について
 - (2) 審議・報告事項
 - ①指定文化財について
 - ・新羅神社社殿防災設備設置工事について
 - ・高社のサクライソウ測量・図面作成について
 - ・虎溪山シデコブシ群生地内の木の伐採について
 - ・「北小木のホタルの保護に関する協定書」の改定について
 - ・立入点検、永保寺防火訓練
 - ②普及啓発について
 - ・文化財講座、意匠研連携企画展、移動展
 - ・平成 29 年度企画展「陶器将軍 加藤助三郎」について

③埋蔵文化財について

- ・試掘状況、発掘・試掘状況、整理作業・報告書作成作業およびその他

7、その他

- ・仏像の材質分析調査について

(議事録)

4、議事録署名者の決定

【事務局】 長谷川委員と藤澤委員にお願いしたい。

【全員】 異議なし

5、工房視察

【白天目技術者】 白天目は美濃ではじめて焼かれた白い焼き物である。徳川美術館所蔵の白天目の写しをこれまで行なってきた。平成7年に小名田窯下窯の発掘調査が行われて白天目が出土した。これを再現したいという思いが強くなっていった。

唐物の天目茶碗に対して、16世紀瀬戸美濃で古瀬戸大窯の段階に和物の天目茶碗が焼かれるようになった。多くが黒色や茶褐色のものであったが、美濃でも灰釉のものも作られるようになった。唐物天目茶碗と和物天目茶碗の違いのひとつに、和物天目茶碗にはひずみが見られるとう点がある。このひずみは山茶碗にもみられる特徴で、その原因として紐輪積み成形が考えられる。玉作り成形方法ではこのひずみは少ない。

また、白天目の釉薬は従来長石釉を用いているとされてきたが、小名田窯下窯から出土した白天目茶碗を調査すると灰釉が用いられたと考えられる。従来の説で釉薬に長石の成分があるというが、長石の成分は粘土から出たもので、釉薬は灰釉だけと考えられる。

今後はこの白天目の技術を土台にして、現代にも通じる自分の作品を作りたい。すでに白天目を焼成中に引き出して急冷することで、器面を青白に仕上げることができるようになった。小名田窯下窯出土の白天目を発展させ、特にロクロの技を生かして新しいものを作っていく。

【委員】 白天目技術者が作った白天目茶碗の釉薬には長石は入っていないか。

【白天目技術者】 灰45%、粘土(K₂O)55%が釉薬の成分である。これを40時間かけて焼成する。1240度まで焼成温度を上げる。はじめは長石を釉薬に10%ほど入れていたが、釉薬が結晶化し、剥落するため長石を入れないようにした。

【委員】 白天目技術者の作った白天目には白いものと少し黄味かかったものがあるがなぜか。

【白天目技術者】 酸化焼成すると黄味かかった製品ができる。還元焼成だと白いものができる。

【委員】 中世の窯では還元で焼成されているか。

【白天目技術者】 窯の中の場所によって違う。小名田白山窯は酸化焼成で、尼ヶ根窯は還元焼成のものも出土している。小名田窯下窯は還元焼成の出土遺物ばかりである。

【委員】 土はどのようなものを使っているか。また手ロクロでつくるか。

【白天目技術者】 土は同じものを使っている。土は土岐砂礫層（もぐさ土）で、カオリン成分ばかりの山から掘ってきた粘土と、粘りを出すための木節粘土、耐火度の高い荒めの土をブレンドしている。また手ロクロで作っており、ひずみがあるので味わいがある。

【委員】 今後も白天目をつくる原料は確保できるか。

【白天目技術者】 いろいろな原料をブレンドして作れるため原料は確保できる。

（白天目技術者の紐輪積みロクロ成形の実演）

【白天目技術者】 愛知県みよし市の須恵器にはロクロを右回転させてつくったものと、左回転してつくったものと両方ある。また、玉作りロクロ成形と紐輪積みロクロ成形と両方が見られる。紐輪積みロクロ成形の方が玉作りより楽にひける。出来上がりは 250g ほどで焼くと 14%ほど縮む。

（窯の見学）

【白天目技術者】 薪とガスが併用できる窯で白天目を焼成している。ひと窯で 100 個ほど入れることができる。他に窯は 3 つあり、染付磁器製品を焼成する大きいガス窯、土ものも何でも焼成するガス窯、1 立米あるガス窯を使い分けている。白天目は山茶碗を焼いた窖窯の焼成方法と同じで上がるまで温度を上げきる。

（見学終了）

6、議事

（1）諮問事項

- ・ 白天目について

【委員】 氏の白天目技術保持者としての認定について昨年より諮問を続けている。委員

の意見を伺いたい。

【委員】 白天目技術者が白天目の復元をしていたことは以前より知っていた。白天目単品に限ると非常にできがよい。白天目は粘土を轆轤引き（玉作り）で作ったとされてきたが、紐輪積み成形であることを白天目技術者は実証された。このことも評価に値することであり、無形文化財の指定にふさわしいと考える。

【委員】 白天目技術者は技術の復元や保存が徹底している。多くの陶芸家が表面的な復元にとどまっているなか、白天目技術者は原料・成形など徹底した復元を行っている。

【委員】 今まで自分が見てきた白天目は、白天目技術者が復元したようなガラス質が艶やかなものではない。あまりいいきではないと思う。

【委員】 今日見せてもらった復元した白天目の中で、長年使用したものは、伝世の白天目に近いものになっていると感じた。白天目技術者は土・原料・釉薬を精査していることが評価できる。昨今、人間国宝でも新しい技術の保持者を指定する例もある。白天目という新しい技術を指定の対象にしてもよい。

【委員】 白天目の読みは「しろてもく」か「はくてんもく」か、決めるべきである。また、白天目の形、釉薬、紐輪積みという技法もそろって指定要件とすべきである。

【委員】 いかにしたら白い焼き物ができるか土と釉薬を吟味し、長石釉ではなく灰釉を採用した点、また、成形方法は従来玉作りであると言われていたものを紐輪積みであることを実証された点、そして、焼成方法を酸化・還元と変化させることで青白色の作品を作り上げるなど、工夫をこらして技術を発展させている点が評価に値する。伝統を受け継ぎながらさらに新しいものを生み出す姿勢を評価したい。

【委員】 これまで無形文化財となった人々の指定条件は同じであるか。また、白天目の技術を指定するのか、青白色の焼物も指定の対象とするのか。

【委員】 青味かかったものと白いものは、窯内の位置によって差が生まれるものである。

【委員】 技術のみを指定の対象とするのか、出来た製品も念頭に置いて指定するのか。

【委員】 窯内の置く位置によって酸化・還元の具合も違ってくる。白天目は窑窯の還元状態で出来上がるもので、白いものは少ないために珍重されたとも言える。酸化・還元に

よって出来上がりに差はあるが、一方を指定対象にしないという区別はしなくてもよい。

【委員】 技術が指定の対象であるので出来上がった作品が青でも白でもよい。

【委員】 白天目を再現するという姿勢を評価し指定したい。また白天目技術者の白天目技術は発展途中なので、製品を指定するものではない。

【委員】 技法追求の努力とその姿勢は指定に値する。

【委員】 では白天目技術保持者として指定するという意見でよろしいか。

【全委員】 異議なし。

(2) 審議・報告事項

①指定文化財について

【委員】 次に新羅神社社殿防災設備設置工事について報告をお願いする

【事務局】 平成 29 年 9 月 13 日～12 月 22 日にかけて新羅神社社殿に自動火災報知設備を設置した。工事業者は可児市内の業者をお願いした。目に触れない場所はスポット型熱感知器を設置し、目に触れる場所は空気管型熱感知器を設置した。本殿の屋根裏は外すことができなかつたため設置しなかつた。これについては消防署に消防設備等の特例基準の適用願を提出し設置無しとした。また神饌所内に作動パネルをつけ、通常人がいる事務所内にその受信機を設置した。

【委員】 高社のサクライソウについて報告をお願いしたい。

【事務局】 高社のサクライソウの自生場所がこれまであいまいであったため、杭打ちをして測量し、図面に落とすことにした。3 月には図面作製をする予定である。

【委員】 虎溪山シデコブシ群生地内の木の伐採について報告をお願いしたい。

【事務局】 平成 30 年 2 月 1 日、7 日、9 日に虎溪山シデコブシ群生地内の木の伐採を行なった。シデコブシ群生地の木の伐採は東町でも行っており、木を伐採することによって地面に水分が保たれ湿地にもどる成果が得られている。

今回は伐採区域を限定し、シデコブシ以外の木を伐採した箇所、笹刈りを行なった箇所

をつくった。今後の様子を見ていきたい。

【委員】 北小木のホタル保護協定について報告をお願いしたい。

【事務局】 「北小木のホタルの保護に関する協定書」の改訂について。環境課所管の環境管理協定書が見直されることにあわせて、多治見市教育委員会と、残土埋め立て事業を行う業者の北小木のホタルの保護に関する協定書を現況にあわせて改訂を検討している。既存の協定書は平成 15 年 6 月 19 日に締結されており、平成 29 年 6 月 1 日には一部内容を変更している。

今回改訂にあたっての主な変更点は、①締結者の名称が改称された点、②締結者の事業内容が開発事業であったが、残土埋め立て事業と太陽光発電事業になった点、③各種検査内容については土壌検査を追加し、水質検査回数を年 3 回以上から年 4 回にした、④環境調査の協力について締結者がホタル・カワニナの調査を実施、もしくは多治見市教育委員会か自然保護団体の調査に協力するとしてきたが、多治見市教育委員会と自然保護団体の調査に協力と変更、⑤緊急時の措置については具体的な緊急マニュアルを作成とした。その他の追加事項として、事業管理の項目に年 1 回の進捗確認、関係者への説明、公害対策を入れた。事業完了後の措置については山林を復旧させることとした。また、損害賠償についての項目や、協定廃止の条件についても追加した。

【委員】 文化財防火デーの報告をお願いしたい

【事務局】 文化財防火デーに合わせた指定文化財所有施設の立入点検を平成 30 年 1 月 15 日、19 日、22 日、26 日に行なった。立入参加者は文化財保護センター職員 2 名、多治見市消防本部より 2 名、中部電力株式会社多治見営業所より 2 名であった。特に大きな問題なく終了した。

また、1 月 28 日（日）には永保寺防火訓練がおこなわれ、消防本部、各地区消防団、永保寺など約 100 名の参加者があった。

【委員】 北小木のホタルの保護協定書について、緊急時のマニュアルとはどのようなものか。

【事務局】 緊急時とは協定書第 13 条に定める土壌・水質調査の結果が管理目標値を超えた時や、違法な残土搬入や不法投棄があった場合などで、マニュアルは今後専門家と文化財保護センターで作成する。

【委員】 該当地はすでに埋土してあるか。

【事務局】 埋土してあり、平らになっている。谷になっているところには調整池もある。今回の改定はより現状にあわせて作成していく予定。

【委員】 次に普及啓発について報告をお願いしたい。

【事務局】 12月16日に文化財講座「多治見駅前 ちょっと昔と大昔散策」を行なった。旧中之郷村を中心に虎溪道道標から大日様、多治見駅南口、笠原鉄道踏み切り跡、大エノキ、清水の地蔵などを見学し、最後に虎溪用水広場で七ツ塚遺跡の説明をした。参加者は28名あった。

次に多治見市陶磁器意匠研究所との連携企画「わんだらけ」について。2月9日～3月11日まで意匠研究所で移動展を行なっている。意匠研究所の進級制作展のテーマである飯碗とあわせ、「碗」をあつめた展示。古代の灰釉陶器から近現代に制作された飯碗までさまざまな碗を展示している。

また、3月9日～4月8日まで美濃焼ミュージアムで移動展「発見！地中に眠る多治見の歴史―住吉・駅北・笠原の発掘調査報告展―」を行う。これは今年度2月2日まで文化財保護センターで開催していた企画展の移動展である。

【事務局】 次に今年度2回目の企画展について。「陶器将軍 加藤助三郎」を2月26日～8月24日まで開催している。明治時代に活躍した多治見の陶器商・加藤助三郎を紹介する展示である。なお、移動展を11月2日～平成31年1月14日まで美濃焼ミュージアムで行う予定である。

【委員】 次に埋蔵文化財について報告をお願いしたい。

【事務局】 試掘の状況について報告する。昨年度試掘実績は36件であったのに対し、今年度は合計27件であった。

おもな発掘・試掘の内容について。駅南地区の開発事業に関連して11月7日～11月11日まで行なった。遺構や遺物が確認されなかった。

大針町地内における開発事業に関連して、11月30日に分布調査を行なった。その際、大針6号窯～9号窯の存在を確認した。大針6号窯については物原のみと考えられる。大針7号窯は残地森林として現状保存し、それ以外は平成30年夏以降に発掘調査となる見込みである。

駅北地区の開発事業に関連して試掘調査を行なった。ここは七ツ塚遺跡内で、3階建てのビルの建設予定である。地表面から約1.7m下の黒灰色シルト土層から中世の山茶碗小片が約10点出土した。それ以外の遺構や遺物は確認できなかった。基礎設置の掘削は部分的で

あるため建設工事時の工事立会いをすることとなった。

報告書作成作業については、現在平成 29 年度末刊行にむけて笠原砂田総作・権現遺跡発掘調査報告書を執筆中である。

来年度の予定であるが、大畑赤松 4 号古窯跡の発掘調査を行う。これは開発に伴う発掘調査で、施工主の意向で来年度早々の発掘調査着手を予定している。5 月のゴールデンウィーク明けごろから着手する予定。

また大針古窯跡群の発掘調査は夏以降に予定している。

その他として、埋蔵文化財の包蔵地であるかどうかの問い合わせは平成 28 年度の 269 件に対して今年度は平成 30 年 2 月 19 日現在で 456 件である。問い合わせ数が昨年度より 2 倍ほどに増加しており、開発者の埋蔵文化財に対する意識向上と市内の開発が盛んなためと考えられる。

また、市内土地地区画整理組合からの要望により新たに建設される笠原東公園内に砂田総作・権現遺跡の説明看板を設置する。看板案は文化財保護センターが作成し、看板製作は緑化公園化で対応する。看板は平成 30 年度内に設置。また、将来的に砂田総作・権現遺跡の遺物を笠原町内で展示してほしいとの要望もあり、印刷製本費の差金で展示ケース 2 台を購入予定である。

【委員】 業者から埋蔵文化財包蔵地かどうかの問い合わせがある場合は、遺跡地図に従って回答するか。

【事務局】 遺跡地図に従って回答する。

【委員】 社会全体の動きとして働き方改革が一方で行われているが、文化財保護センターの職員の人員は増やすことができないか。

【事務局】 正規職員の残業時間も増えている。嘱託学芸員や臨時職員を雇用することで補っている。臨時職員については市役所の他の課と比べると条件をよくして定着してもらえるようにしている。

【委員】 業務に合うような人員の配置を審議会としても願っている。また、この問題については継続して議論していきたい。

【委員】 市内寺院所蔵の仏像について報告をお願いしたい。

【事務局】 市内寺院所蔵の仏像の材質検査を先日行ったので報告する。これは全国的に少なく、現在 17 体が確認されている。所有者は指定文化財にしたい意向である。岐阜県文

化財審議員にも以前見ていただいたところ、指定に値するという意見をもらっている。

検査は平成 29 年 9 月 28 日に大阪府内の大学教授にお願いして行った。検査方法は蛍光 X 線を使ったもので、その結果部位別の金属成分が判明した。鉛の成分が多く中世以前のものと考えられ、控えめな憤怒の表情などから、平安時代末期から中世のものであろうと推定される。

この仏像は小さなもので、持物はなくなっており、また所蔵者の寺院に伝わっている由来などはない。寺でも今まであることすら知られていなかった。真言宗の寺院にあることが多いが、秘仏であることもあり全国でも例が少ない。

【委員】 確認されている他の仏像も小さいものか。

【事務局】 小さいものがほとんどである。多治見市内の他の寺にも所在していないか調査を今後行う。

【委員】 以上で文化財審議会を終了する。

16 時 00 分 閉会

議事録作成者

文化財保護センター 岩井 美和